

除染等業務に係る特別教育受講案内

労働安全衛生法に基づき、秋田県職業能力開発協会が実施する特別教育です。

1. 講習内容 除染等業務に関する

- 学科講習 ① 電離放射線の生体に与える影響と被ばく線量の管理の方法に関する知識
② 除染等作業の方法に関する知識
③ 除染等作業に使用する機械等の構造と取扱いの方法に関する知識
④ 関係法令

実技講習 ⑤ 除染等作業の方法と使用する機械等の取扱いについて

2. 日 時 平成24年11月8日(木) 午前9時から午後5時まで

3. 会 場 秋田県職業訓練センター (秋田市向浜1-2-1)

4. 受講経費 10,000円 (テキスト代を含む)

5. 修了証 労働安全衛生法第76条の規定に基づき、秋田県職業能力開発協会長名の『修了証』を交付します。

6. 定 員 30名

7. 申込方法 受講申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送で申し込んでください。

《写真1枚は申込用紙に貼付して下さい》

受講料は、「同封してある郵便振替用紙」または「郵便局の窓口にある郵便振替用紙」で振込みをしてください。

※ 郵便振替用紙の通信欄に「講習名」を必ず明記してください。

口座名:秋田県職業能力開発協会 口座番号:02280-7-76227

なお、当協会窓口での申し込みの場合、受講料は振込みまたは現金を添えて申し込みください。

8. 申込締切 平成24年11月1日(金)

9. 持参するもの 印鑑、筆記用具、昼食、作業服

10. その他 (1)受講票は出しておりません。

定員になりしだい受付は終了いたします。

なお、受講者が少数で開講ができない場合は当協会から1週間前までに連絡いたします。

(2)お申し込みの変更、欠席について!

受講者の変更、キャンセル、欠席の場合、原則として講習日の1週間前までにFAX等で必ずご連絡ください。

※ 1週間前までにご連絡のない場合は受講料のご返納はできませんのでご注意ください。

(3)駐車場は

バイパス(道路)沿いの運動公園駐車場に車を駐車してください。

★ 申し込み または お問い合わせ先は

秋田県職業能力開発協会 業務課 豊島

〒010-1601 秋田市向浜一丁目2-1 TEL 018-862-3510 FAX 018-824-2052